

奈良県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和三年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関の名称又は氏名	指定医療機関の所在地又は住所	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問看護ステーションるーく	生駒市東山町四三三―五	(所在地) 生駒市さつき台 二―四五一―二 〇四―一〇二	(所在地) 生駒市東山町四三三―五	令和三年十一月十日